

実施方法	指定事業者による実施
対象者	サービスを利用することにより自宅で自立した生活が送れる者
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活援助のみ（調理、洗濯、掃除、買い物等） ◆回数 要支援1・2、事業対象者：週1回から3回程度 ※利用者の状態に応じた必要な回数の利用とする。 ◆時間：1回当たり45分
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施（ケアマネジメントA）
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理者 専従1以上 ※管理上支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能 ◆訪問従事者等 3人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ◆サービス提供責任者 1人以上 【資格要件：訪問従事者に同じ】
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ◆必要な設備・備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆必要に応じて個別サービス計画の作成 ◆運営規程等の説明・同意 ◆訪問従事者等の清潔保持・健康状態の管理 ◆秘密保持等 ◆事故発生時の対応 ◆廃止・休止の届出と便宜の提供
単価	<ul style="list-style-type: none"> ◆週1回程度 事業対象者・要支援1、2 941単位／月 ◆週2回程度 事業対象者・要支援1、2 1,879単位／月 ◆週3回程度 事業対象者・要支援1、2 2,823単位／月 ◆初回加算 200単位／月 ※初回加算の算定基準は、訪問型従前相当サービスと同様とする。 ※高齢者虐待防止未実施減算、業務継続計画未策定減算あり
利用者負担	1割～3割
限度額管理の有無・方法	<p>限度額管理の対象</p> <p>（要支援者は国の基準どおり、事業対象者は要支援1の限度額）</p>
事業者への支払	国保連合会経由で審査・支払